

山形市地域公共交通計画見直し支援業務委託 仕様書

本仕様書は、山形市地域公共交通協議会（以下、「協議会」という。）が策定する山形市地域公共交通計画見直し支援業務（以下、「本業務」という。）について必要な事項を定めるものである。

1 業務委託名称

山形市地域公共交通計画見直し支援業務委託

2 業務の目的

山形市では、自家用車に頼らなくても誰もが快適に移動できる環境を構築することを目的に、令和2年度に、山形市地域公共交通計画（以下、「現計画」という。）を策定し、おおむね15年後の令和17年を見据えた、本市が目指す公共交通の在り方として、「公共交通ネットワークビジョン（以下、「ビジョン」という。）」を掲げるとともに、ビジョンの段階的な実現に向け、計画期間の5年間で実行可能な、地域の移動手段を確保・充実するための各種施策を展開している。

そのような中、地域公共交通を取り巻く環境は大きく変化しており、令和7年度に現計画の最終年次を迎えることから、これまでの取組を検証した上で、国から示された「地域公共交通計画」の実質化に向けたアップデートガイダンス（以下「ガイダンス」という。）の趣旨を適切に反映しながら、地域の実情に見合った内容へと現計画を見直す必要がある。

本業務は、現計画を見直し、令和8年度から12年度までの5年間に於いて、ビジョンの実現に向けた内容を取りまとめ、次期山形市地域公共交通計画（以下、「次期計画」という。）の策定に係る支援を目的とする。

3 履行期間及び履行場所

履行期間は契約締結の日から令和8年3月31日までとし、履行場所は山形市域とする。

4 業務内容

本業務を円滑に進めるため、以下の（1）から（10）までを行うものとする。

（1）計画準備

本業務の作業を円滑に進めるため、必要な資料の収集、整理を行った上で、業務の具体的な進め方及びスケジュールに関する業務計画書を作成し、発注者と十分な打合せを行う。

（2）現計画の検証及び上位計画・関連計画等の整理

ア 現計画の検証

現計画に位置付けた施策の実施状況や目標に対する評価指標の達成状況について整理を行うとともに、関係する交通事業者や福祉・観光団体等へのヒアリングにより、施策推進上の課題等を把握する。

イ 上位計画・関連計画等の整理

以下の上位計画・関連計画等における地域公共交通の位置づけを確認し、次期計画と

の整合を図る。

- ・山形市発展計画2030
- ・山形市都市計画マスタープラン（全体構想、分野別構想）
- ・山形市立地適正化計画
- ・山形連携中枢都市圏ビジョン
- ・山形市中心市街地グランドデザイン
- ・山形市中心市街地活性化基本計画
- ・山形市観光基本計画
- ・山形市環境基本計画
- ・山形市消雪道路整備計画
- ・山形市地域福祉計画
- ・山形市高齢者保健福祉計画
- ・山形市障がい者基本計画
- ・山形市交通安全計画
- ・山形市ウォーキング及び自転車活用推進計画
- ・山形県地域公共交通計画
- ・その他交通事業者の計画・方針 等

（３）地域交通の現状把握及び課題の整理

ア 地域社会の現状把握

山形市の概況、人口、主要施設、観光、通勤、通学の流入・流出、自動車保有状況等について、現計画策定当時との比較・整理を行う。なお、人口等は、現況のほか、過年度の推移、将来見通しも含めて整理する。

イ 公共交通の現状把握

既存資料・データや交通事業者が提供している公共交通情報（ルート、運行時間帯、本数、運賃体系等）から、山形市の交通ネットワークの状況及び地域間幹線系統などの市域を跨ぐ広域交通ネットワークの運行状況や、地域内交通との接続箇所・接続状況などについて、地域公共交通の現状を把握し整理する。

ウ 各種データに基づく移動実態の把握

パーソントリップ調査の結果等の動的データや国勢調査等の統計データ、現計画策定時に実施した市民アンケートに準拠した調査等に加え、事業者独自の提案を組み合わせ、山形市の移動実態を把握し整理する。

エ 地域公共交通の課題の整理

上記アからウで得られた情報を可視化し、重層的な分析を行うことで、地域公共交通における課題を洗い出し作業を行う。

（４）計画目標・KPIの検討

アップデートガイダンス掲載の「①まちづくりと連動した公共交通軸と交通結節点の充実・保証」、「②交通空白における移動の確保」、「③持続可能性・実現可能性の確保」を主な視点として、評価スパン（短期・中長期）に留意しアウトプット・アウトカム指標を設定する。

(5) 地域課題に応じた施策・事業の検討

現計画において、これまでに実施した施策・事業についてフォローアップするとともに、地域課題の解決につながる、山形市に適した施策・事業を検討する。

※ (3) ~ (5) を検討するにあたっては、以下の事項にも着目して検討する。

- ・国土交通省が令和5年7月に設置した「交通空白」解消本部が示す、「交通空白」の解消による「地域の足」「観光の足」確保に向けた取組の方向性（タクシー、乗合タクシー、日本版ライドシェアや公共ライドシェアの活用等）
- ・新技術を活用した新たなモビリティサービス等（自動運転、LRT、自走式ロープウェイ等）の導入可能性
- ・持続可能な地域公共交通の実現（交通事業者の人出不足への対応、物価高騰等による経営コストの増大への対応、路線バスの運行ルート最適化、自治体と運行事業者の役割分担等）

(6) 本計画案のとりまとめ

上記(2) ~ (5) までの検討をもとに計画案をとりまとめ、協議会で協議するとともに、クロスセクター効果を最大限高めるため、医療や福祉、観光、教育、まちづくり等、山形市の関係部署と調整を行う。

(7) 協議会等の運営支援

協議会の会議に際して必要な資料作成、会議での補足説明、議事録作成等の運営支援を行う。（協議会4回程度）

(8) パブリックコメントの実施

計画素案をもとにパブリックコメント実施（1回）を支援する。

(9) 打合せ協議

業務を円滑かつ効果的に遂行するため、着手時（1回）、中間（3回）、最終納品時（1回）の計5回、打合せ協議を行う。なお、打合せに用いる資料には、その根拠資料を必ず添付するものとする。

(10) 成果品

本業務の成果を取りまとめた報告書を作成する。なお、成果品は以下のとおりとする。

- ア 業務報告書（A4版、ファイル綴じ）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2部
- イ 地域公共交通計画書（A4版、ファイル綴じ）・・・・・・・・・・・・ 100部
- ウ 地域公共交通計画書概要版（パワーポイント対応）・・・・・・・・・・ 100部
- エ 上記の電子データ（CD-RまたはDVD-R）・・・・・・・・・・・・・・・・ 1式

5 資料の貸与

本業務の実施にあたり、協議会は受託者に作業に必要な山形市で作成又は保有している計画書等の資料を貸与するものとする。受託者は、貸与資料の紛失、汚損、破損等がないように十分注意して取り扱いを行うこと。本業務の完了後は、速やかに協議会に返却しなければならない。貸与資料については、協議会の許可を得ずに複製してはならない。また、本業務以外での

使用を禁止する。

6 秘密の保持

受託者は、本業務により知り得た情報を他に利用、開示してはならない。また、本業務の実施にあたり個人情報を取扱う場合は、個人情報の保護に関する法令等を遵守するものとし、秘密保持について万全の管理を行うものとする。

7 成果品の帰属

本業務の成果品の所有権、使用权は全て協議会に帰属するものとする。受託者は、本業務の成果品を協議会の了承を得ずに、協議会への納品用途以外に利用してはならない。

8 瑕疵責任

本業務の完了後、過失又は疎漏に起因し品質基準を満たしていないことが判明した場合は関連する項目を再検査し、受託者の負担において不良箇所を修正、補足するものとする。

9 損害賠償等

受託者は、本業務の実施にあたり関係法令等を遵守し、公衆に対し迷惑を及ぼす行為を行ってはならない。万一、第三者との間にトラブルが発生した場合は、すべて受託者の責任において解決するものとし、協議会に発生自由及び処理結果を文書にて報告するものとする。

10 納期及び納入場所

成果品の納期は、履行期日までとし、納入場所は、協議会事務局（山形市企画調整部公共交通課）とする。

11 疑義

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、協議会と受託者が協議のうえ定めるものとする。

12 想定スケジュール

時 期	内 容
令和7年6月～ 令和7年8月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上位計画、関連計画等の整理 ・ 地域社会の現状整理 ・ 公共交通の現状整理 ・ 移動実態の現状整理 ・ 現計画の評価、検証 ・ 各種調査、分析 ・ 次期計画の基本方針、目標設定 ・ 協議会等の開催（必要に応じて）
令和7年9月～ 令和7年10月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共交通施策の検討 ・ 次期計画（素案）の作成 ・ 協議会等の開催
令和7年11月～ 令和8年1月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協議会等の開催 ※適宜計画（案）の修正
令和8年3月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次期計画の決定